

平成 29 年度山形県農産物等輸出販路拡大・販売促進支援事業費補助金交付要綱

(目的)

第 1 条 知事は、山形県国際戦略（平成 27 年 3 月策定）の基本政策に掲げる県産品の輸出振興に向けて、主要輸出対象国等における山形ブランドの定着及び販路の拡大並びに中国等の新規市場における販路の開拓等を通して一層の輸出数量及び輸出品目の拡大を図るため、事業者が実施する県産農産物等の輸出拡大に向けた戦略的な取組みに要する経費に対し「山形県補助金等の適正化に関する規則」（昭和 35 年 8 月県規則第 59 号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

(補助事業者)

第 2 条 この補助金の交付の対象となる事業を実施する者（以下「補助事業者」という。）は、別表に掲げるとおりとする。

(補助対象品目)

第 3 条 この事業の対象とする品目は、山形県内で生産された穀物、野菜、果樹、花き及び畜産物並びにこれらを主原料とした一次加工食品とする。

(補助要件等)

第 4 条 補助要件等は別紙「平成 29 年度山形県農産物等輸出販路拡大・販売促進支援事業実施基準」のとおりとする。

- 2 補助事業者は、3 カ年間にわたる戦略的な輸出促進を図るための「農産物等輸出促進事業戦略（別記様式第 1 号。以下「事業戦略」という。）」を作成し、知事の承認を受けなければならない。この場合において、補助事業者が平成 27 年度又は平成 28 年度に山形県農産物等輸出販路拡大・販売促進支援事業費補助金の交付を受けた場合にあつては、当該年度を事業戦略の初年度とする。

(補助対象経費及び補助金の額)

第 5 条 補助金の交付の対象とする経費及び補助率は別表のとおりとし、補助金の額は、事業目的ごとに、補助対象経費の合計額と 3 百万円のいずれか低い額を基準額とし、同表右欄に掲げる補助率により算定した額以内の額とする。なお、算出された金額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- 2 補助金の交付の対象となる経費は、平成 29 年 4 月 1 日以降における経費とする。
- 3 前項の補助対象経費について、国、都道府県及び全国規模の団体が実施する他の補助金の交付を受ける場合、本事業の対象としない。

なお、市町村（補助事業者としての市町村を除く）又は県内を活動区域とする輸出支援団体から補助対象経費に対し補助金その他の助成を受ける場合は、当該助成金額を補助対象経費から除き補助金額を算定するものとする。

(交付申請)

第6条 規則第5条の規定による補助金交付申請書の提出期限は、別紙「平成29年度山形県農産物等輸出販路拡大・販売促進支援事業実施基準」に定める日とし、添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 農産物等輸出促進事業戦略（別記様式第1号）
- (2) 事業計画書（別記様式第2号）
- (3) 収支予算書（別記様式第3号）

2 補助事業者は、前項の補助金の交付の申請に当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

(補助金の交付の条件)

第7条 規則第7条第1項第1号に定める軽微な変更は、別表の補助対象経費の2割を超えない増減を伴う変更とする。

2 規則第7条第1項第1号の規定により、補助事業の内容を変更する場合は、事業計画変更承認及び補助金変更交付申請書（別記様式第4号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助事業の中止又は廃止)

第8条 規則第7条第1項第1号の規定により、補助事業の中止又は廃止する場合は、その理由を記載した補助事業の中止（廃止）承認申請書（別記様式第5号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告)

第9条 規則第14条の規定による補助事業実績報告書の提出期限は、補助事業完了後20日を経過する日又は平成30年4月10日のいずれか早い日とし、添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実績書（別記様式第2号）
- (2) 収支精算書（別記様式第3号）
- (3) 経理状況に関する証拠書類（支出明細書及び関係帳票等の写し、外国通貨換算による現地経費等については為替換算の根拠となる資料）

2 補助事業者は、実績報告書の提出に当たり、第6条第2項ただし書きに該当した場合で、この補助金の仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これをこの補助金から減額して報告しなければならない。

3 補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により、この補助金の仕入れに係る消費税相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合については、その金額を減じた額を上回る部分の額）を消費税仕入控除税額等報告書（別記様式第6号）により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受け

てこれを返還しなければならない。

(帳簿の備付等)

第 10 条 補助事業者は、規則第 21 条に規定する帳簿及び証拠書類を補助事業完了の年度の翌年度から起算して 5 年間保管しておかなければならない。

(監査)

第 11 条 知事は、必要と認めるときは、補助金の使途帳簿等について監査することがある。

附則

この要綱は、平成 29 年 4 月 24 日から施行する。

別表

事業区分	事業目的	事業細目	補助事業者	補助対象経費	補助率
県産農産物等販路拡大・販売促進事業	I 輸出振興体制の構築への支援	(1) 活動計画策定 (2) 海外輸出環境調査 ①輸出適合品目の把握 ②海外流通状況・消費動向等調査 ③海外試験輸送 (3) バイヤー招へい及び産地PR (4) ブランドPR (5) 物流技術、輸出専用商品の試作・実証 ①物流技術実証 ②輸出専用商品の試作・実証	事業目的の欄の I の補助事業者は、県内に主たる事業所を有する次に掲げる者とする。 (1) 全国農業協同組合連合会山形県本部 (2) 農業協同組合 (3) 生産組合（県内に主たる事務所を有するものに限る。） (4) 農地所有適格法人	旅費 使用料 印刷製本費（パンフレット、チラシ、各種資料の印刷費） 消耗品及び材料購入費 通信運搬費 会場設営費 広告・宣伝料 試供品費 輸送費 保管料 通訳、翻訳費	1/2 以内 (1 年度目) 1/3 以内 (2 年度目) 1/4 以内 (3 年度目)
	II 県産米輸出拡大に向けた支援	(6) 海外販売促進活動	事業目的の欄の II の補助事業者は、事業目的の欄の I の補助事業者に加え、その補助事業者と協同して事業を実施する者として構成された組織からなる団体とする。	現地販売員等人件費 現地経費 委託料 バイヤー等招聘に係る謝金及び旅費 その他知事が必要と認める経費	

(注1) 補助率の欄にあるカッコ内の年次は、本要綱第4条第2項の規定に基づき作成する農産物等輸出促進事業戦略(3カ年計画)の事業年度とする。

(注2) 事業の実施基準等は、別紙「平成29年度山形県農産物等輸出販路拡大・販売促進支援事業実施基準」によるものとする。

平成 29 年度山形県農産物等輸出販路拡大・販売促進支援事業実施基準

平成 29 年度山形県農産物等輸出販路拡大・販売促進支援事業費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）の規定に基づき、県産農産物等の輸出に取り組む事業者が今後輸出拡大が期待される品目について明確な輸出目標を設定し、戦略的に新たな販路拡大や輸出拡大に向けた事業を実施すること等に対し支援することとし、その事業の内容及び採択要件等の実施基準は次のとおりとする。

1 共通事項

- (1) 本事業の実施にあたっては、以下の 2 から 7 までの事業メニューから 4 項目以上を実施することを補助要件とする。
なお、各事業メニューの活動は、それぞれ個別に実施することを要件とする。
（海外渡航における一連の行程において、複数メニューを実施する場合は、各事業メニューを明確に区分できることを要件とする。）
- (2) 補助対象経費については、それぞれの事業メニューに掲げる経費とする。
なお、旅費については、1 回あたりの補助対象人員は 3 名以内とする。
- (3) 交付要綱第 6 条の補助金交付申請書の提出期限は、平成 29 年 5 月 31 日とする。
ただし、当該期限の翌日以降に県産農産物販路拡大・販売促進事業の実施を決定した事業者についてはこの限りではない。

2 事業戦略及び活動計画策定

原則として、補助事業者がこれまでの県産農産物等の輸出の取組みを踏まえ、今後の輸出目標を明確にした事業戦略に基づく当該年度の活動計画を策定するのに要する以下の経費とする。

- ・打合旅費
事業戦略及び活動計画策定のための海外の輸入商社等（以下「海外バイヤー」という。）及び国内の輸出商社等との打合せ旅費とし、必要最低限の人数、回数で行うものとする。
- ・会議費
活動計画の策定や計画の中間検討、実績検討等の打合会議に要する必要最低限の経費とする。
- ・通訳費

3 海外輸出環境調査

(1) 輸出適合品目の把握

消費者ニーズの把握及び輸出可能性の求評を目的として行う海外バイヤー等へのサンプル送付に要する以下の経費とする。

なお、補助対象となるサンプル送付は、山形県からの継続した輸出実績のない品目の送付、山形県からの継続した輸入実績のない都市若しくは地域への送付又は対象県産農産物等の継続した取扱実績のない新規海外バイヤーへの送付に限るものとする。

- ・試供品費
- ・試供品輸送費

(2) 海外流通状況・消費動向等調査

対象国の流通業界を中心とした市場調査及び一般消費者を対象とした嗜好・消費動向等の総合的な調査に要する以下の経費とする。

- ・調査旅費

補助事業者が自ら調査、報告する場合の旅費とする。

- ・委託料

国内及び海外のコンサル機関等への委託により実施する場合の委託料とする。

(3) 海外試験輸送

輸出を安定的、継続的に行うために必要な品質保持や、輸送コスト・時間の削減を図るための試験輸送を行い、その結果の分析及び対応策の検討に要する以下の経費とする。

- ・調査旅費

- ・施設使用料

- ・通信費運搬費

- ・印刷製本費

- ・品質保持資材費

4 バイヤー招へい及び産地PR

輸出国の販路開拓のため県内への海外バイヤー及び当該バイヤーの日本側窓口商社の招へいに要する以下の経費とする。

- ・バイヤー招へい経費

- ・試供品費

- ・試供品輸送費（海外バイヤーに試供品を送付する費用。）

- ・通訳費

5 ブランドPR

海外での山形ブランドの認知・浸透を推進するため、販売促進用リーフレット、パンフレット、シール、その他販促資材等を作成するのに要する以下の経費とする。

- ・翻訳費

- ・資料作成費

6 物流技術、輸出専用商品の試作・実証

(1) 物流技術実証

輸出時の品質劣化軽減のために行う、品質保持資材の試作や市販製品等による従来方法との比較検討に要する以下の経費とする。

- ・品質保持資材試作費等

資材サンプル作成、又は既存製品の購入に要する経費とする。

(2) 輸出専用商品の試作・実証

海外市場のニーズに合わせた新しい輸出向け商品の試作及び県産品の海外での試食会等を通じた市場性の把握等に要する以下の経費とする。

- ・旅費、消耗品費及び輸送費

7 海外販売促進活動費

県産品の取扱量の拡大を図るため、効果的な広報活動を組み合わせた海外での百貨店等における販売促進活動や県産品フェア等（以下「フェア等」という。）の開催の他、現地の消費者に対して広く県産品の普及を図るための活動に要する以下の経費とする。

なお、フェア等の開催に当たっては、開催の趣旨が県産品ブランドの周知、浸透にあることを鑑み、実施会場となる店舗ごとに見合った品質及び販売価格での出展に努めるものとする。

- ・参加旅費
- ・会場設営費

会場設営に要する、会場借上料、会場設備費、会場装飾費等とする。

- ・委託料

輸出入手続き等のフェア等の実施に必要な業務委託料とする。

- ・広告・宣伝料
- ・試供品費
- ・輸送費
- ・保管料
- ・現地販売員等人件費
- ・通訳費
- ・通信運搬費
- ・現地経費

フェア等の実施に要する消耗資材等の現地経費とする。